



第 5 章

計画の推進

1 計画の推進体制と評価

本計画の推進を図るため、地域住民、住民団体、事業者、社会福祉協議会および行政との協働のもと、推進体制を整備し、第4章に記載している成果目標や、各事業の実施状況等を定期的に保健福祉推進協議会で把握・評価しながら改善・見直しを行います。

さらに、広報紙やホームページ、各種イベント等を通じて、本計画の普及・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。